

日本電磁環境測定協会会費規程

本協会の会費は定款第8条第2項に基づき正会員および個人会員の区分により下記の如く定める。

(会費)

第1条 正会員の年会費は、次の通りとする。

| | |
|-------------------|------|
| 正会員（專業サイト、企業内サイト） | 20万円 |
| 正会員（公設試等のサイト） | 10万円 |

2. その他の会員の会費は次の通りとする。

| | |
|------|------|
| 個人会員 | 5万円 |
| 賛助会員 | 10万円 |
| 特別会員 | 無料 |

3. ただし、平成28年4月1日～平成29年3月31日の期間に入会した正会員（專業サイト、企業内サイト）は、平成28年度会費において10万円とする。

(入会金)

第2条 入会金は、一律5万円とする。

2. ただし、特別会員及び1項の規定にかかわらず、平成28年4月1日～平成29年3月31日の期間に入会した会員は、入会金を免除する。

(請求)

第3条 年会費は、年度内に上記金額を請求し、支払期日までに納付するものとする。

(納入方法)

第4条 前条の会費は、本協会が指定した口座に振り込むものとする。

(入会金及び会費の返還)

第5条 原則的に既納の入会金及び会費は、理由の如何にかかわらず一切返還しない。

(規程の改正等)

第6条 本会費規程は、総会の承認によって改正する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。